第５節　役員
第１　役員の退任
更生会社らの取締役及び監査役は、本更生計画の認可決定日にすべて退任する。
第２　取締役の選任
１　取締役の選任
更生会社らの新しい取締役は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。
２　取締役の任期
前記１により選任された取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３　取締役の変更又は増員
前記２の任期内に取締役の変更又は増員の必要が生じた場合、裁判所の許可を得て管財人がこれを選任する。
変更により選任された取締役の任期は前任者と同一とし、増員により選任された取締役の任期は他の取締役の在任期間と同一とする。
４　取締役の報酬
取締役の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。
第６節　解散
第１　解散
更生会社らは、本更生計画の認可決定が確定した後、管財人が募集株式効力発生日より後の日で裁判所の許可を得て決定する日に解散する。
第２　清算人
清算人は、管財人である金山伸宏とし、その任期は、更生会社らの清算が結了し清算結了の登記が完了するときまでとする。なお、管財人は、必要のあるときはいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を増員、解任又は補充することができる。増員又は補充された清算人の任期も、更生会社らについて清算が結了し、清算結了の登記が完了する時までとする。
第８章　共益債権の弁済
第１節　共益債権の内容
更生会社らが更生手続開始決定日から令和８年３月３１日までに弁済した共益債権及び令和８年３月３１日現在の未払共益債権は、別表１０－１ないし１０－４「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。
第２節　共益債権の弁済方法
前記第１節の未払共益債権、及び令和８年４月１日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、更生会社らが保有する現預金をもって、随時に支払う。
第９章　少額債権等の弁済
管財人が会社更生法４７条５項前段の規定により裁判所の許可を得て支払った少額債権等は、別表１１－１ないし１１－４「弁済した更生債権等一覧表」記載のとおりである。
第10章　争いの落着しない権利に対する措置
管財人は、争いの落着しない権利について、適切な解決に努め、紛争の性質、経過、その他の事情に鑑み和解等を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得てこれを行う。
第11章　その他必要的記載事項
会社更生法１６７条１項６号及び７号に該当する事項は存しない。
第12章　役員の責任追及等
第１章第１節第２記載のとおり、更生会社らが更生手続開始決定に至った一因として、更生会社らの実質的支配者であり、かつ、ＣＭＨ社、ＣＣ社及びＣＦ社の代表取締役であった南雲雅弘氏（以下「南雲氏」という。）による資金流用や高級車の購入等の浪費行為が挙げられる。
南雲氏は、令和７年８月２０日午後５時、東京地方裁判所により、破産手続開始決定を受けた（事件番号：令和７年（フ）第５２７９号）。
管財人は、南雲氏による資金流出ないし浪費行為に関する調査を行い、同氏の破産管財人に対し、情報を提供した上で、更生会社らの破産債権届出を行い、南雲氏に対する責任追及を行っている。今後、同破産手続において配当を受けることができた場合には、当該配当金も弁済資金に充てる。なお、更生会社らにおける南雲氏以外の役員については、現時点までに、役員としての責任追及を行うに足りる事実は認められなかった。
また、管財人は、南雲氏の指示により不当に更生会社らから第三者へ資金の流出が認められたものについては、当該第三者に対し、金銭の返還を請求し、更生会社らの資産回復に努めており、かかる金銭返還を受けた場合には、当該回収金も弁済原資に充てる。
別表１－１ないし１２－４（省略）
東京地方裁判所民事第２０部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第７号
静岡県富士市中里1321番地の２　アイリスハイム102号
再生債務者　望月　一輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第２８号
札幌市手稲区星置１条８丁目18番７―601号
再生債務者　安保　慧太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月５日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第３６号
静岡県富士市桑崎1025番地の22
再生債務者　鈴木　和彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第３４号
兵庫県三木市君が峰町３番４号
再生債務者　森　　亮太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１１号
鳥取県米子市旗ヶ崎８丁目９番18号
再生債務者　山本　直樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第１号
熊本県阿蘇市西小園934番地１　ラシーネＡ202
再生債務者　今村　俊介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

令和８年（再イ）第１４号
静岡県富士市中丸650番地の１　グランルーヴル203号
再生債務者　片野　歩実
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月４日
静岡地方裁判所富士支部破産係